## 東京大学

# 理学部広繁

## 第1巻 第8号 昭和44年6月1日

## 内 容

国立十大学理学部長会議 · · · · · · 2
理学部昭和 44 年 5 月卒業者氏名 · · · · · · 2
最近の学内情勢と経過概要
(5月19日討論集会,5月23日本郷構内立入禁止措置など)・・・・・・2
大学改革準備調査会関係記事 (附: 黒田新委員長からの依頼) ・・・・・・4
理学部会合日誌,理学部有志討論集会 · · · · · 4
教授会メモ, 理学部総合研究施設・・・・・・・ 5
理学部の制度改革についての第2回アンケートに関する報告・・・・・・ 7
昭和45年度東京大学大学院理学系研究科修士課程学生募集要項 · · · · 9
訂正・お知らせ ‥‥‥‥‥‥‥‥‥11
寄稿(管理組織改革に関する意見)・・・・・・・11

## 第31回国立10大学理学部長会議

標記の会議は去る5月14,15両日,京都大学理学部の主催で,京都市御車会館において行なわれた。京大理学部長富田和久氏が議長となり,前回会議後の経過報告の後,主として前回「要望書」(理学部広報第1巻第7号参照)の再検討が行なわれた。その結果は,富田氏が取りまとめ,今回会議の要望書として近く関係方面に提出される予定である。

前回要望書に盛られた内容は、大綱においては更に繰返されなければならない。理学部の将来の方向として地学、生物学の充実は是非必要である。一方、基礎科学の教育、研究を担う理学部の将来像として根本的な検討を行なう必要があることが強調された。東大理学部で提案されている総合研究施設(本号6頁参照)のように、従来の枠にとらわれない研究施設を理学部におく構想は、他の大学でも考えられている。

大学院の拡充強化は、十年以上にわたってわれわれが 強く要望してきたところであるが、未だに大学院が制度 的、財政的に寄生的存在である事実は、各大学の理学部 における教育、研究にきわめて大きいひずみを生んでい る。一方、大学院の充実は、学部のあり方と関連する。 今回の要望にはこの関連を考慮し、現在の一律的なやり 方を改め、各大学、各学問分野の性格に応じた行き方を 可能ならしめることが必要であることを強調したいとい う意見が多かった。

そのほか,現在の大学問題と理学部の問題についての意見の交換が活発に行なわれた。

## 理学部昭和 44 年 5 月卒業者氏名

数学科 (5 月 22 日付卒業) 36 名

尾崎 統 佐々木幾太郎 鈴木 理 高柳哲郎 長坂建二 逆瀬川浩孝 高橋 厳 古川義弘 浅田健嗣 安野東生 井上政久 柏原正樹 小西芳雄 小林周一 小林新樹 末次逸夫 田中降一 平良和昭 高橋陽一郎 竹内光弘 塚田弘志 西川貞代 新田義彦 藤本喬雄 堀川頴二 牧尾一彦 松元重則 村田 実 森田茂之 三村ユリ子 島田康敬 白川忠彦 竹内郁雄

手塚和男 佐藤征夫 能美武功 天文学科(5月13日付卒業)

唐 牛 宏

地球物理学科 (5 月 13 日付卒業)

大島 善之 富田 宏 生物化学科 (5月 21日付卒業)

伊井一夫

地学科地理学課程 (5 月 21 日付卒業)

今村 徹

## 最近の学内情勢と経過概要

4月末から5月下旬にかけては、大学をめぐる諸問題 が再び活発に討論されるようになった。また本学内でも いろいろと事態が動いた。すなわち

- 4月30日 中教審答申,加藤総長見解表明
- 5月1日 政府と国大協関係者との懇談会
- 5 月 13 日 大学改革準備調査会委員長交代
- 5月15日 加藤総長討論集会へのよびかけ
- 5月19日 討論集会延期となる
- 5月22日 法経両学部の教室破壊
- 5月23日 臨時休校,本郷構内立入禁止
- 5 月 26 日 教養学部学期末試験妨害
- 5月28日 医学部授業再開

などがある。これらについては東京大学広報委員会発行 「資料」(最近の学内情勢について)や速報,東京大学新 関あるいは一般新聞に詳しく報告されている。ここでは これらの経過の概略をとどめる。

#### 中教審答申と総長の見解

中央教育審議会は 4 月 30 日文部大臣に対して「当面 する大学教育の課題に対応するための方策について」と 題する答申をした。この答申の内容は

第一 大学紛争の要因とこの答申の課題

- 1. 大学紛争の根底にあるさまざまな要因
- 2. 大学の特異な構造に由来する混乱の原因
- 3. 新しい大学のあり方と大学制度の基本的課題
- 4. この答申の課題

第二 大学問題の解決について関係者に期待するもの

- 1. 大学教員のあり方
- 2. 大学管理者の役割りと責任
- 3. 政府の任務

第三 大学における意思決定とその執行

1. 大学の中枢的な管理機関における指導性の確立

- 2. 大学管理機関の機能的な役割り分担の徹底
- 3. 意思決定手続の合理化
- 4. 全学的な協調の確保
- 5. その他の必要な改善方策

第四 大学における学生の地位と役割

- 1. 大学における学生の地位についての考え方
- 2. 学内学生団体と学生自治会
- 3. 学生の政治的活動と大学の秩序維持
- 4. 学生に対する処分制度
- 5. いわゆる「学生参加」の意義と限界

第五 当面する大学紛争の終結に関する大学と政府の 責任

- 1. 大学においてとるべき措置
- 2. 政府においてとるべき措置 となっている。

この答申内容に対し、4月30日に加藤総長は、「中教審の答申についての見解」を発表し、答申全体についての見解と個別的な問題点を指摘した上、次のようなむすびを附している。

問題は、結局は、国と大学との基本的な関係のあり方にかかわってくるが、答申ではその点について立ち入った考察がなされていない。われわれとしては、大学が教育・研究についての責任をもつのに対して、政府は政治を通じて青年に未来への展望を示すとともに、大学の教育・研究について制度や財政の側面から援助するというのが、両者の機能分担のあり方だと考えている。東大としては、昨年以来の事態について重大な責任を感じているが、政府としても目前の事態に追われて大学固有の領域にまで立ち入った立法を急ぐのではなく、政治の姿勢や大学への援助の不十分さが大学紛争の大きな一因であることに思いをいたし、大学について長期的な展望をもった施策を立てることに力を注がれるよう、強く希望したい。

## 討論集会について

5月15日,加藤総長は、東大紛争の経過をふりかえり、そこで提起された問題について全学生と討論するための集会をよびかけ、5月19日(月)午後2時から法文31番教室で開催することを提案し、この旨印刷物をもって全学に配布した。なお大学側は、これまで連絡が絶えていた全共闘系学生と非公式に接触を保ち、集会に平穏に参加するよう説得した。他方6学部(法・育・理・農・医学部医学科・養)自治会代表からは、この討

論集会中止の申入れがあった。

5月19日当日は、午前中から討論集会妨害の行動が あり、午後1時すぎには駒場から到着した学生や他大学 生を含む全共闘系学生約 450 名が安田講堂前に集まっ た。会場の 31 番教室は 11 時頃から三四郎池側入口は 封鎖されており、銀杏並木側入口から 1~2 時の間には 一般学生・教官あわせて数百名が入場していた。屋外デ モを行っていた全共闘学生は2時前に会場入口前に坐り こんで総長を待ちうける構えをみせた。建物内ではヘル メット学生が通路,階段,踊場を占拠した。定刻の2時 には直ちに理性的な討論が行なえる情勢ではないと思わ れたので、大学側は開会をのばして状況を見まもった。 その後も不穏な状態が続き、4時ごろには全共闘系学生 と民主化行動委員会系ならびに一般学生の間に,銀杏並 木附近で投石その他の衝突がおこり、また経済学部・教 育学部の建物が投石をうけた。このような情勢になった ため,大学側は集会の延期を決意し,加藤総長は次の声 明を発表した。

#### 討論集会を延期する

先日,私は,討論集会を本日午後2時から法文31番教室において開催することをよびかけました。その際述べたとおり,全学の学生諸君と東大紛争の経過をふりかえり,その苦悩にみちた経験にもとづいて,東大紛争において提起された諸問題について理性的に話し合いたいと考えたからです。

しかし、本日の情勢をみると、角材の携帯、総長拉致のよびかけ、会場の一つの入口の封鎖、投石、他大学学生の集結等の事情によって、予定された 31 番教室で集会を行なうことがむずかしく、とうてい理性的な討論を期待しえないばかりでなく、不測の事態の発生する可能性が強くなりました。したがって、本日の集会はさし当り一時延期せざるをえなくなりました。私もこのような事態を懸念しないではありませんでしたが、討論集会の開催を決意したのは、全学生諸君の良識に期待しうると考えたからでした。にもかかわらず、このような事態にいたったことはまことに残念に思います。また、この集会を期待して集まってこられた学生諸君に対しては、大変申し訳なく思います。

私としては、全学の学生諸君と東大紛争の諸問題について率直に意見の交換をはかりたいという気持に少しも変わりはありません。もし冷静な雰囲気で理性的に討論を行なえる状況になるならばいつでもこの集会を開きたいと思っています。そのような条件が整って学生諸君と討論のできる日が1日も早く来ることを切に希望してお

ります。

昭和44年5月19日午後4時

東京大学総長 加藤一郎

なお同日夜おそく総長からは全教職員に対して、本日の集会開催努力を謝し、あわせて今後の協力を要望する 声明が出された。

## 5月23日の本郷構内立入禁止措置

数日前から,共闘系学生らは 5 月 23 日午後安田講堂で多数の他大学生をふくむ「全国二万人総決起集会」の開催をよびかけていたので,大学側は危険防止のため 5 月 21 日に掲示を出し,本学の教職員以外の者が 5 月 23 日に本郷構内に立入ることを禁止した。 なお附属病院は当日休診とし,授業・試験などは各部局で適宜他日にふりかえて行なうことにした。

5月23日当日本郷構内は平静で,正午すぎ大学立法 反対・大学当局のロックアウト反対などを掲げた東職, 生協労組約400名による構内デモが行なわれたにとどまった。

また 5月23日早朝から医学部教職員および作業人夫の手で医学部南研究棟のバリケード撤去が行なわれた。

## 大学改革準備調査会関係記事

大学改革準備調査会では、5月中には覚書を発行しませんでしたが、6月中旬頃には各分科からいくつかの覚書を発行するよう準備をすすめています。

大学改革準備調査会の八十島義之助委員長(工学部教授)は4月初旬から身体の不調を訴えられ、4月中旬以後自宅療養をしておられました。医師の診断で心臓疾患の疑があるとのことです。八十島教授は本委員会委員長辞任を総長に申出られ、5月13日辞任が承認され、同委員会の現在の作業進行状況にかんがみ現本委員中より後任委員長を選ぶことになり、黒田晴雄理学部助教授(化学)が指名されました。

黒田委員長は次のように語っておられます。私は非力で任によく耐えるとは考えられませんが、諸般の事情からしてやむをえず暫時委員長をつとめることを承知しました。至らぬところが多い私ではありますが皆さんの御協力をお願いいたします。なお大学改革準備調査会の覚書に対しての御意見を「東京大学事務局庶務課気付」または理学部化学教室の私あてにたくさんお寄せ下さるようお願いいたします。現在のところ各部局からの意見を多くいただいておりますが、個人的な意見もたくさん寄

せていただきたいと思いますので,理学部のみなさんに 特にお願いいたします。

## 理学部会合日誌

5 月 1 日 (木) 学部長と生物化学教室との懇談会

(10~12 時)

2 日(金) 学部長と化学教室との懇談会

(16~18 時)

3 日(土) 憲法記念日

4 日 (日)

5 日 (月) 子供の日

6 日 (火)

7 日 (水) 学部長と人類学教室との懇談会 (10~ 12 時), 学部長と数学教室との懇談会 (12~14 時), 学部長と地理学教室と の懇談会 (15~17 時)

8日(木) 学部長と動物学教室との懇談会

(10~12 時)

9 日 (金)

10日(土) 学部長と植物学教室との懇談会(10~ 12時),学部長と地球物理学教室・地球物理研究施設との懇談会(12~14時)

11 日 (日)

12 日 (月) 教室主任会議 (10~12 時; 議題: 教養学部からの進学, 45 年度入試,理学部将来計画,臨時職員の問題),学部長と地質学教室との懇談会 (12~14時),理学系研究科委員会 (14~17時)

13 日 (火) 総合計画委員会 (14~19 時)

14 日 (水)

15 日 (木)

16 日(金) 臨時教授会(15~17時),院生大会(14~20時)

17 日 (土) 理学部有志討論会 (13 時半~19 時半)

18 日 (日)

19 日(月) 全学討論集会予定中止。理学系大学院 入試委員会(15~17 時)

20 日(火) 総合計画委員会・会計委員会合同会議 (10~13 時),会計委員会(14 時半ま で)

21 日 (水) 定例教授会 (13~17 時), 学生大会 (16~23 時)

22 日 (木)

23 日(金) 臨時休校,教養学部ガイダンス (13~ 16 時),大学院ストライキ (批准投票 の結果成立)

24 日(土) 教室主任会議(10~12 時; 議題: 45 年度入試など)

25 日 (日)

26 日 (月)

27 日 (火)

28 日 (水)

29 日 (木) 理学部 3 号館懇親パーティー

(15~17 時)

30 日 (金)

31 日 (十)

## 理学部有志討論集会

理学部学生院生有志と教官有志の討論集会が化学新館 大講堂で 5 月 17 日 (土) 午後 1 時半から 7 時半まで開 かれた。

開会にあたり, 去る 3 月 24 日に

1. 機動隊導入, 2. 10 項目確認書, 3. 大学改革 の三大議題について討論集会を行なったが,議題2の途 中で時間切れとなったため,本日はその続きを行なうこ とにすると教官側司会者(寺山教授)の挨拶があった。

参加者は教官側久保学部長ほか約 30 名,学生側は最盛時約 70 名であった。学生側は実質上理共闘系で占められ,会場黒板には久保学部長追及集会,大学立法粉砕,確認書体制粉砕と記されてあった。

討議は、中教審答申と大学特別立法に対する教官側基本的見解を聞くことから始まり、教官側は中教審答申には賛成しがたい点が多いこと、大学改革準備調査会報告書の要点あるいはそれに対する理学部教官の意見などを説明した。次いで「青医連運動」に対する見解、「医学部処分問題」と「将来の処分制度」に関する質問と応答、「正当な自治活動」の意味についての討論、警察力導入と夜間パトロールに関する問題に集中した。

学生側は大学改革準備調査会の案が現在の体制内にはめられたままでの改革であり、根本的な解決にはなっていないことを主張した。教官側は、批判は自由であるがcommunityの存在理由を破壊するような抗議の仕方は許されないことを主張し、「夜間パトロール」については、大学構内の治安が構外の治安に比べて良好でない以上はやむを得ないと説明した。6時間にわたる討論は一度の休憩を入れ、特に後半では議論がかなり白熱したが

混乱することなく終了した。

## 教授会メモ

## 5 月 16 日 (金) 15~17 時 臨時教授会 (於化学新館講堂)

議題: 最近の学内諸情勢報告

5 月 17 日の理学部有志討論集会について

5月19日の討論集会準備協議

## 5 月 21 日 (水) 13~17 時 定例教授会 (於化学新館講堂)

#### 議題:

- 1. 前回議事承認
- 2. 研究生入学の件
- 3. 研究生期間延長の件
- 4. 学生転学科の件
- 5. 学生卒業に関する件

数学科 36 名, 天文学科1名, 地球物理学科2名, 生物化学科1名, 地理学科1名の卒業が承認または報告された。

6. 会計委員会報告

新委員長斎藤教授(化学)より,4月17日および5月20日の会合での結論が紹介された。現在各教室講座に対する予算配分方法について再検討を加えていること,旅費配分法は従来通りとすること,部長保留金使途については共通経費は現行通りでよいが特殊経費については再検討中であることなどが報告された。

7. 昭和 45 年度概算要求に関する件

各教室各部局で提出していた要求を会計委員会 で整理した結果が報告された。その概要は下記の 通りである。

国立学校施設整備費要求

学部関係: 物理新館增築, 化学教室改修, 3号館增築,各研究施設用建物新設要求。

附属施設: 臨海実験所寄宿舎新営,植物園大型 硝子室および種子貯蔵庫新営,地球物理 研究施設地球電磁気研究室新営(柿岡)

一般概算要求事項

学科拡充改組: 地学科, 生物学科, 天文学科など

講座増設: 地学科鉱物学課程, 天文学科, 数学 科など 附属研究施設新設要求: 理学部総合研究施設,

高エネルギー物理学研究施設,情報科学 研究施設,高等植物系統進化研究施設

研究施設整備: 地球物理研究施設の部門増要求 附属施設整備: 臨海実験所,植物園の人員,設 備要求

理学部としては新しい研究施設として上記の諸 施設を要求することになった。この計画について は何回か総合計画委員会が開かれて打合わせが行 なわれた。(とくに 理学部総合研究施設について は本号で別に記す。)

地球物理研究施設が茨城県柿岡の理学部用地に 実験観測や研究用建物をつくる他に東京にも分室 として研究用建物もしくは室を持ちたい希望が述 べられ,今後東京分室用建物または室を要求する 資格が認められた。

## 8. 総合計画委員会報告

理学部の制度改革についての第2回アンケート 集計結果について赤松委員長が報告した。内容は 理学部広報本号に掲載してある。今後の方針とし て理学部教授会は、教養課程と専門課程との関係 について深く検討を進めることが必要である。

## 9. 昭和 45 年度入試に関する問題

田丸教授から,昭和 45 年度の入学試験にできる範囲での改革を加えるとの大学側基本方針が紹介された。昭和 45 年度入試要項決定は時期的に急ぐので,教室主任会議にはかってきめることとした。

## 10. 十大学理学部長会議報告

5月14,15両日に京都で開かれた会議の概要 を学部長が報告した(概要は広報本号所載)。

#### 11. その他

末元教授より,本年度教育実習においては理学 部が大きな比重を占めており,実習実施について 具体的な準備がすすめられていることについての 報告があった。

最近の学内諸情勢とくに 5月19日の討論集会 延期についての報告,5月23日に予想される事 態などについて学部長から報告があった。

中教審答申案についてはすでに総長が見解を発 表しているが、大学立法については評議会として 必要に応じて適当な行動をとるとのことである。

## 理学部総合研究施設について

理学部では四つの研究施設を新設する要求を出すこととなった。このうち理学部総合研究施設はその構想の発端はかなり以前から出されているものであり、理学部の新規研究施設としては最優先順位が与えられている。ここに理学部総合研究施設構想についての歴史的経過および最近での発展の概要を参考までに記すことにする。以下の文は藤原教授がまとめられた打ち合わせ会記録からの抜粋である。

理学部総合研究施設の企画は第1次将来計画委員会 (通称小谷委員会,昭和 36~39 年)に想を発し,

> 境界領域の発展を狙うこと 流動研究システムをとること

の二つが定められた。ついで第2次将来計画委員会(弥永・藤井両前学部長時代)に具体案作製の努力がなされ、理学部教授会メンバーにアンケートを配り、そのまとめとして昭和44年度概算要求では下記5部門がとりまとめられた。

- 1. 生体情報分子論(物理•生物•生化境界領域)
- 2. 生体機能分子論(化学・生物・生化境界領域)
- 3. 高温高圧下物質合成(物理・化学・地学境界領域)
- 4. 量子エレクトロニックス(物理・化学・天文境界 領域)
- 5. 磁性物理化学(物理·化学境界領域)

またこれらの計画と併行して計画されてきた「分析センター」の企画内容は総合研究施設の企画にくみ入れ, 理学部の研究能力の刷新の趣旨を活かすようにとりはかられることになった。そして昭和 44 年度では本件が理学部の最重点要求として推されていた。

昭和 45 年度概算要求提出時期にあたり、ここ1年の 諸情勢の変化をも考慮して、次のような方針で案を作成 することになった。すなわち

研究施設の性格として特徴は,

- (i) 専任教授を置かずに流動的運営にする。いわば学問の容れものを用意する思想であり、在来の付置研、特定部門を対象とする研究施設、総合研究所ともちがらものである。
- (ii) 効果的な運営をするために、理学部内の講座・教室がグループをつくってバックアップし、研究上の協力、人事・学生の交流をはかる。新しい境界研究部門の朋芽を育てるような工夫を組織として考えておくべきであろう。

具体的な内容としては,先年度概算要求にあたった内容を尊重し,また最近の情勢を考慮して,次のようにま

とめられた。

life science

(1. 生体情報分子論

2. 生体機能分子論

space and

3. 高温高圧物性

earth science

l. planetary fluid dynamics

5. 同位体惑星史学(仮称)

material science

6. 磁性物理化学

7. 量子エレクトロニックス

information

(8. 科学計算アルゴリズム

science | 9.

9. 数理悟性学

以上の企画は実施の段階にはあらためてその時点での 状態に最もよく適合するよう検討することを諒解した。

## 理学部の制度改革についての 第2回アンケートに関する報告

理学部総合計画委員会

今回のアンケートでは「新しい大学」の構想について、とくに Faculty と Administration の関係、教育体制と研究体制の関係、大学と社会の関係について意見を求めた。以下にアンケート全文を記します。

## 理学部の制度改革についての第2回 アンケート (1969年4月)

理学部を改革するには、まず大学全体とその中における理学部の位置を明らかにすることが大切と考えられます。このような観点からの意見分布を知るのが今回のアンケートの目的です。

- I. 画一化を避けた「新しい大学」を作るには、まず何をなすべきであろうか。
  - A 全学的な立場から考えた時
    - 1. 現在の 10 学部・14 研究所は 解体し, 再編成する。
    - 2. 現在の学部・研究所はおおむね現状のままとした上で改革を考える。
    - 3. その他(具体的に述べて下さい。例えばF案のように。
      - F案: 学部・研究所をやめ、基礎応用を総合したその目的や構想に関してそれぞれ特徴を持つ department のみとする。(たとえば、material science department, life science department, field science department, .... etc.)

- B 現在の理学部の枠の中で改革を行なう場合
  - 1. 現在の8学科・12教室は解体し,再編成する。
  - 2. 現在の学科はそのままとし、講座(研究室)の制度や運営を改める。
  - 3. 理学部については、ほぼ現状のままでよい。
  - 4. その他(具体的にお書き下さい)。
- Ⅱ. Faculty と Administration (行政当局) の構成と 役割はどうあるべきか。
  - A 大学としては Faculty と Administration を
    - 1. 分離すべきである。
    - 2. 分離すべきでない。
  - B Faculty と Administration を分離した場合
    - 1. 大学として Administration を確立し、学部は ほとんど関係しない。
    - 2. 学部としてはかなり強力な Administration を もつ。
    - 3. その他。
  - C 教官組織として現行の教授会は
    - 1. 議長・審議内容・運営その他ほぼ現状でよい。
    - 2. 構成員間の意志の疎通,相互理解を高めるため に、もっと頻繁に開く方がよい。
    - 3. 現教授会の審議内容の少くとも一部は教室主任 会議や各種委員会などに任せてもよい。
    - 4. 日常的な学部の意志決定は少人数のグループに ゆだね, 教授会は総会 (general assembly) として年数回開けばよい。
    - 5. その他。
  - D 理学部段階で Faculty と Administration を分離した場合
    - 1. Faculty の任務は何か。
    - 2. Administration の任務は何か。
  - E Administrator はどのような身分とすべきか。
    - 1. 教官があたるべきである。
    - 2. 教官に限ることなく専任者があたるべきであ る。
    - 3. その他。
- Ⅲ. 教育体制と研究体制はいかにあるべきか
  - A 両者の関係は
    - 1. 現在のように分離しないのがよい。
    - 2. 研究の場としての大学院(教官団と大学院学生)と教育組織としての学部をはっきり分離する。
    - 3. その他。
  - B 教育体制としては、学部学生は次のどの機構に対応して所属せしめるべきか。

- 1. 各教室。
- 2. 各教室に所属するが, major, minor の制度を 設ける。
- 3. 各教室に所属するのではなく,理学部に所属する。
- 4. 理学部に所属するのではなく,自然科学系,人 文科学系等に所属させる。
- 5. その他。
- C 現在の研究所と学部の関係はいかにすべきか。
  - 1. ほぼ現状のままでよい。
  - 2. 研究所はなるべく大学から切り離した方がよい。
  - 3. 両者を合体して、新しく出発するのがよい。
  - 4. その他。
- IV. 大学と社会の関係はいかにあるべきか
  - A 大学に社会の意見を反映させるために, 商議会の 設置を考えるべきか。
    - 1. 作るのがよい。
    - 2. 作るのは悪い。
  - B もし商議会を設ける場合

大学側以外の委員として, どのような人が参加すべきか

- 一般有識者,他の教育機関,文部省,議員, 父兄, 卒業生
- C 市民を対象とする講義を考えたとき
  - a 積極的に行ならべきか
  - 1. 行なうべきである。
  - 2. 行なう必要がない。
  - b 講義の方式はどうあるべきか
    - 1. 特にそのための講義を用意する。
    - 2. 現在のものを利用して行なえばよい。
    - 3. その他。
  - c 講義の目的は
  - 1. 一般啓蒙。
  - 2. 知識人・技能者の再教育。
  - 3. その他。
  - d 国際社会における学術上の寄与あるいは交流の あり方について新しい大学ではどうあるべきか, 具体的にご記入下さい。
- V. 以上の項目以外の問題点についての 御意見があれば、おきかせ下さい。

以上のアンケート回答を集計した結果,次のような結果であるといえよう。

[1] 「新しい大学」を作るためには、組織機構に関

して、まず何をなすべきかという間に対して、約1/3の回答者は大学も理学部も「おおむね現状のままとした上で改革を考える」のがよいとしている。一方約1/4の回答者は多くの困難はあろうが大学も理学部もやはりまず解体・再編成しないと新しい大学は作りにくいと考えている。

次の表からわかるとおり、全学レベルに対する態度と 理学部レベルでの態度には高い相関が見出された。

		(A)	全学レ	ベル
		1	2	3
B) :	1	6	3	
理学部レベル	1	1	2	1
部 レ 2	2	3	6	2
ル 3	3	1	7	

また、まず解体・再編成を行なう対象として教養学部、病院、研究所をあげるものが目立ったが、一方理学部は今のままでよいという声もかなりみられた。今回のアンケートは、まず何を行なうかを問うたため意見がわかれたが、いずれの立場にたつにせよ、長い時間で考えた場合は、大学も理学部も今のままでよいと考えている者は少なく、いたずらに混乱を増すことのない再編が必要である点については広く一致していた。

[II] 「Faculty と Administration は全学レベルでは分離すべきである」とほとんど全回答者が考えている。しかし理学部として分離するかしないかについては意見半々にわかれた。これは総合大学論者 (University 論)と理学部単科大学論者 (Multiversity)の立場のちがいが反映しており、いずれにせよいわゆる Administration の任務を Faculty から分離することに対してはほぼ全員賛成した。現行の教授会の在り方については、かなりよく意見がまとまっており、ほとんど全回答者が「現教授会の審議内容の少なくとも一部は、執行部、各種委員会、教室主任会議、その他適当な少人数グループに任せてよい」としており、もっとひんばんに教授会を開く方がよいという解答は一つも得られなかった。

Faculty と Administration の分離は大多数の支持するところであったにもかかわらず、それぞれの機能、権限の範囲、任務など具体的内容については、かなり回答者によって考えが異なり、また若干の認識不足や意識の混乱がみられた。それは大学の改革準備調査会、組識問題専門委員会の報告書のなかにさえ見出されるものであって、その最終的な意見の一致には、かなり時間を要すると思われる。とはいえ、Faculty は教育、研究の計

画,実施の責任をもち, Administration は各部局の計画・要求を選択決定し,その実現に行政的全責任をもつ点ではほぼ一致している。

Administrator の身分については「教官があたるべき」と「教官に限らない」という意見がちょうど半分ずつ得られた。これは上述の Administration に対する考え方の違いに基づくものであり、また理学部レベルか大学レベルとかアンケートの間で明らかにされていない不備にもよるのと思われる。(専門家の必要性をみとめるにもかかわらず現実にはそういう人間がいないという認識が、みかけ上意見をわかれさせている。)

【Ⅲ】教育体制と研究体制を「現在のように分離しないのがよい」という考えと「はっきり分離すべきである」という考えは正に半数ずつ回答された。学部学生の所属については約1/2の回答者が「各教室に所属するが、major、minorの制度を設ける」案を支持し、さらに単に「各教室に所属」というものを含めると、いずれにせよ教室に所属させる意見が大半を占めた。

研究所と学部の関係については、約2/3の回答者が何らかの形で現状を改める必要を認めている。そしてこの問題は大学院のありかたに深い関係をもち、新しい大学院の方向を定める際に重要な問題点となる点が指摘された。

[IV] 大学と社会の関係については、多くの回答者が「新しい大学は閉鎖社会とすべきではなく、積極的に市民とのつながりをもち、市民の批判をきく」立場を支持した。約2/3の回答者はなお商議会を設置することに賛成したが、大学側以外の委員のえらび方については具体的な方策が見当らず、また一般有識者とは何者を指すかについても明らかでなく、今後の問題となるであろう。

市民講義については、かなり意見がわかれており、各設問に対してそれぞれ相半ばする回答が得られいる。しかし国際交流については、ほとんどの回答者が外国留学生、交換教授の大幅な増加の必要を唱えているが、それには計画を可能ならしめる大学として自主的な財政の確立がまず必要であり、それなしには実現し得ないものである。また sabbatical year 制度にしても短期海外出張制度にしても、その旅費が学外機構に依存しなくてもすむような大学財政の基盤がない限り(また外国のfundsに依存するかぎり)理想的な国際交流はむずかしい。

## 昭 和 45 年 度 東京大学大学院理学系研究科 修士課程学生募集要項

## 1. 出願資格

- (1) 大学を卒業した者および昭和 45 年3月卒業見込 の者
- (2) 昭和 28 年文部省告示第5号をもって文部大臣の 指定した者
- (3) 外国の大学を卒業した者
- (4) 学校教育法施行規則第70条第3号の規定により、 本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上 の学力があると認めた者

## 2. 選抜方法

- (1) 入学者の選抜は,筆記試験,口述試験,出身学校 の成績および健康診断による。
- (2) 外国人学生は、本学大学院外国人学生の入学に関する規程による。

## 3. 専門課程別試験科目および収容予定人員

専	Ĩ.	門		筆	i	記	試	歷	负	科		目		加索	<b>学</b> 学	10000000000000000000000000000000000000
誹	程	名	——舟	<b>殳</b> 教	(有	科目	1 /	外国	国語	Ē	専	門乖	斗目	以台	1. Y	已八只
数		学	数			当	4			Ž	数		学	約 28 統計 する	3名学を	(うちと と主と (3名)
物	理	学		20		理学 ち 2				4	勿	理	学	約	45	名
天	文	学	数学	٤.	物	理学	5			5	E	文	学	約	8	名
地物	理	球学	数学	<u>.</u>	物	理学					也勿	理	球学	約	18	名
化		学	のに生物	かり学	数	理学•地科目				1	Ł		学	約	41	名
生物	勿化	学	化学		生	型学・ 物学 科目	英		浊•	1	Ξ4	物化	学	約	24	名
動	物	学	化学		物	ほか理学科目	5	ち:	<b>図</b> の 2カ		b	物	学	約	9	名
植	物	学	生物	学	•	2学• 地学 科目				相	H	物	学	約	14	名
人	類	学	生物	学						人		類	学	約	5	名

地	質	学	数学・物理学・ 化学・生物学 のうち2科目
鉱	物	学	数学・物理学・ 化学のうち2 科目
地	理	学	
相理	化	関学	数学・物理学・ 化学・生物学 のうち2科目

地質学	約 14 名
鉱物学	約 4 名
地理学	約 8 名
相 関理化学	約 20 名

#### 備考

- 1) 口述試験は、専門科目について行なう。ただし、 専門課程によっては、筆記試験合格者についてのみ 行なり。
- 2) 試験の成績によっては、収容予定人員に達しない 場合でも入学を許可しないことがある。
- 3) 各専門課程の指導教官並びに専攻分野および専門 科目の試験内容について、理学部事務部に一覧を備 まてあるから直接請求すること。

## 4. 試験日および場所

- (1) 試験は,10月21日(火),22日(水),23日(木), 24日(金),25日(土)の5日間に行ない,その時 間割および試験場は,10月20日(月)に掲示す る。
- (2) 健康診断は, 10月24日(金)に行なう。

#### 5. 合格者の発表

- (1) 入学許可を内定した者の発表は, 10 月 28 日 (火) に掲示する。
- (2) 入学を許可する者の最終発表は、昭和 45 年 3 月 末に郵送により本人に通知する。

#### 6. 出願期間

昭和44年9月22日(月)から10月4日(土)まで。 郵送の場合は、10月4日(土)付けの消印のあるも のまで受付ける。

## 7. 出願手続

- (1) 願書受付
  - 7 場 所 東京大学大学院 理学系 研究科 事務部 (東京都 文京区 本郷 7 丁目 3 番 1 号 東京大学理学部事務部内)
  - イ 時 間 平 日 午前9時から午後3時まで。 土曜日 午前9時から正午まで。
- (2) 提出書類等
  - ア 志願者名票(本研究科所定の用紙に所要事項を 記入したもの。)
  - イ 出身学校の学長, または学部長(またはこれら に代るもの)の推薦書(様式随意)
  - ウ 調査書(本研究科所定の用紙に出身学校におい て所要事項を記入したもの。)

- エ 写真2葉(3ヵ月以内撮影の正面上半身脱帽の 写真を所定欄に貼付けること。)
- オ 官公庁,会社等に在職の者は,その長または代 表者の受験承諾書(様式随意)
- カ 郵送による出願者は,返信用封筒(出願者本人 の宛名を記入し,35 円切手を貼ること。)
- (3) 本学理学部を卒業した者および昭和 45 年 3 月同 学部を卒業見込みの者は、推薦書および調査書を提 出する必要はない。

また,本学教養学部を卒業した者および昭和45年 3月同学部卒業見込みの者で,相関理化学専門課程 を志望する者は,同様推薦書および調査書を提出す る必要はない。

- (4) 外国人は、なお、このほかに次の書類を提出する こと。
  - ア 日本語の学力を表すその指導教官もしくはこれ に準ずる者の成績証明書。ただし、日本の大学を 卒業した者についてはこれを免ずる。
  - イ 駐日外国公館の推薦書
- (5) 検 定 料 3,000 円 郵便為替の場合は,60日以内発行のもので,指定 受取人は東京大学大学院理学系研究科事務部とする

こと。

(6) 出願する際は、前記の書類に検定料を添え、出身 学校を経て提出すること。ただし、事情によっては 直接提出してもよい。

#### 8. 注意事項

- (1) 同一年度に本研究科内の2つ以上の専門課程に出願することはできない。
- (2) 郵送により出願する際は、書留郵便とし、封筒に「大学院理学系研究科入学願書」と朱書すること。
- (3) 提出期日までに所要の書類が完備しない願書は受理しない。また出願手続完了後は、どのような事情があっても、書類の変更および検定料の払戻しはしない。
- (4) 志願者は,10月20日(月)午前10時から午後 5時までに必ず試験事務所で受験に必要な指示を受けること。
- (5) 官公庁に在職の者は、入学試験に合格しても、退職するか、または、休職にならなければ、入学することはできない。
- (6) 事情によっては、出願手続、試験期日等について 変更することもある。

昭和44年5月

## 訂 正

広報第1巻第7号(5月1日付)11 頁右下から6行目 学部奨学委員 木下教授(動物)は高井教授(地質)と 訂正します。誤記のために迷惑をおかけしましたことを お詫びいたします。

## お知らせ

次の事項については、御関心をお持ちの方は事務部大 学院掛までおたずね下さい。

1970~71 年度 米国ハワイ大学 イースト・ウェスト・センター全額支給大学院留学生募集 ユネスコ技術援助専門家等募集

## 寄稿

## 管理組織改革に関する意見 一組織問題専門委員会の報告によせて―

理学部総合計画委員会

## 1. 総合大学の意義と現状認識

報告書(No. 2, 3, 4, 7) は全体の基調として、従来の「学部自治」の在り方を批判し、総合大学としての本来の利点が発揮されていないことを指摘している。大学の意思決定と執行の組織の基本的欠陥もまた「学部自治」を基盤とした在来の慣行制度に由来するとして改革の基本的方向を示唆している。しかし、ひるがえってみると、「総合大学」の本来の利点とは何であるかは必ずしも明らかにされていないし、また現状は総合大学の理念そのものの弱点を暴露しているとみなすこともできる。むしろ「学部自治」に徹して、これをかつての分科大学に戻し大学は各分科大学のゆるい連合体とすべきであるという立場も成り立つであろう。(理学部にはこのような意見も潜在している。)

いうまでもなく東大はわが国の大学の原型であるが,その歴史的発展の過程では各分科大学が各学部に改変されて(大正8年)「総合大学化」が進行した。しかるに,さらに学術の分化が進行し,学部の増設,各種研究機関の附置に伴って大学の規模は拡大し,いわゆる「Multiversity」の性格が強められているのが現状である。「総合大学化」の理念は,かつては大学の統一的拡大を意味したであろうが,今日ではむしろ逆に巨大な Multiversity と化することに対する抵抗を意味しているとみるべきであろう。しかし,一方において学術研究の分化と高度化が要求される現状において,高い次元の研究体制と,新

しい教育体制を、いわゆる総合大学のなかで一体化して 保持することは果して可能であろうか。報告書はこの点 に関しどのような 認識を もつかを 明らかにしていない が、大学はまさにその決断の岐路に立っているというべ きであろう。

今日の大学は、そのなかに古典的総合大学としての統一性をもつことを困難にしている多くの矛盾をすでにはらんでいる、その根本的解決は、やや長い歴史的過程にまつほかはないであろう。いまもし、このような認識のうえで当面する総合大学としての統一性をできるだけ計るために、いわゆる「学部自治」の改革を行なうとすれば、それにはいくつかの基本的条件が満されなければならないであろう。それは従来から、「学部自治」が頑迷に主張されたことには、それだけの理由があり、その原因を除かなければならない。

第一は大学の設置基準の原則にかかわる時代おくれの 「画一性」を改めることである。(理学部は特に強くこの ことを主張してきた。) 今日の 総合大学が 抱含している 学術の分野では,人文科学と自然科学の性格の差はいう までもなく、それぞれの専門分野に関しても、その研究 教育の体制を画一的な基準、制度で統一的に扱うこと は、それ自体すでに無理である。研究面についてはいう までもないが,教育の立場からも,教養教育,専門職業 教育, 研究者養成など, 自ら目的機能を異にし, それに 対応して学部の修業年限,専門課程と教養課程の関係, 大学院の制度、大学院と学部の関係などそれぞれ異なる のがむしろ当然である。次節に述べるように Faculty と Administration の機能を分離し、管理運営を全学的レ ベルに移行して強化するためには、その前提として研究 教育に関する基準制度などの画一的なものは改めて,各 学部専門分野の特質が発揮できるような用意が必要であ

報告 No. 7 には、学部を大学の基本単位として画一的に扱うこと、そのことに関する疑問も指摘している。いうまでもなく、今日の学術分野を在来の学部に対応させる代りに、全く新しい分類構成も可能であり、かつ魅力的である。しかし当面の改革にあてはめるには現実的でない、むしろ別に新しい大学として発足させる方が効果的であろう。しかし現在の10 学部、14 研究所(さらに大学附属病院をも合せて)の在り方に関しては編成変えをも辞さない大胆な検討を加えるべきである。

第二にいわゆる「学部自治」が大学の予算制度に由来する面が極めて大きいことを見逃してはならない。ことに大学の経常経費が教官当り積算校費の形で支給される現在の制度は、それが原因であるか、結果であるか、い

ずれにせよ「学部自治」の強化を助長している。一方全学レベルにおいての大学財政の運営制度は確立しているとは思えない。実はそれなくして大学の真の管理運営はあり得ない。この問題は Administration の分離確立の基本的条件であるから次節で述べる。

#### 2. Faculty と Administration の分離

総合大学の理念に基づいて,総長の指導力を強化し, 学部自治の弊害を改めて,総合大学本来の利点を発揮す るためには、さらに進んで Faculty と Administration の機能を分離すべきであるとする示唆に対しては, 理学 部では多くの教官が支持しているとみてよい。この考え 方は、報告の実質的内容の最も重要な部分であるとみな されるが、しかもなお若干の認識の不足と意識の混乱が みられる。その第一は Administration の具体的内容が 明らかにされていないこと, 第二は両者の分離のもつ意 義は本来全学的レベルの次元のものであるにもかかわら ず,学部レベルの次元で捉えている印象を与える(No. 4 と No. 7 の比較)。第三は Administration が大学行 政の独立した体制をとるためには,大学財政,国立大学 予算制度に根本的な変革を必要とし、またそれこそが大 学の管理運営組織の改革に直結した基本的問題であるこ との認識があらわれていない。以下これらの点について 意見を述べる。

報告書に従って、Faculty は大学における研究教育の 主体である教官団であって、Administration は大学の 意思決定および管理運営の主体であるところの大学行政 当局であると理解する。 Faculty と Administration の 分離の必要性を,報告書では主として教官の雑務からの 解放, 行政能力や責任意識の適格性の問題など, いわば 人格的な観点から論じている。しかし Faculty は個々 の教官の集りを指すのではなく教官団としての学部を意 味し、Administration はまさに行政当局であるから、 両者の分離は大学の管理制度上の大きな変革を意味し, またそうでなければ実質的な効果は少ない。総合大学の 実をあげる観点からは、全学的に一本の強力な Administration の機構を設定し、現在各学部に分散している 管理上の任務の多くもここに吸収統合する意図があるべ きである。(もし各学部毎に Faculty と Administration を分離して, これを強化するならば, 各学部の独立性は 助長され、大学は Multiversity の途をたどるほかない であろう。——Multiversity の立場からはこの方が支 持される。)

Administration の機能は、その任務としてこれまで 大学本部に課せられた管理上の任務のほかに、従来各学 部に分割されていた研究教育の環境の保持、改善、計画 の立案とその実現に関する学部間の調整や総合的施策、 直接の教育活動以外の学生管理に関する事項、対社会的 活動、国際交流の実施など、直接の研究教育活動以外の ほとんどすべての活動にかかわることになるであろう。 さらに具体的には建物の保持、保繕、相当量の設備資材 の保管、各種工場、サービス機構の整備など、さらに最 も重要なことは「Student Dean」の指導のもとに本来の 意味における学生部を設け、本来の意味における学生管 理に専心できる機構をつくるべきである。

このような活動を実際に行なうためには、それに対する十分な予算上の保証が必要であるばかりでなく、その結果は大学全般の予算配分、予算の要求に関しても自ら責任をもたざるを得なくなるであろう。一方各学部はAdministrationの機構に対して相当の予算を供出すべきである。

#### 3. 大学の財政,予算制度の改革

大学の管理組織を改革するためには、当然これに伴う 大学財政を確立し予算制度を改革する必要がある。すで に述べたごとく学部の独立性と予算制度の関係を切り離 すことはできない。しかるに報告書はこの問題にふれて いない。大学の予算制度の改革が、しばしば単に研究費 の不足を訴える形で求められるのは説得力に乏しい。現 状では大学経費の適性度を推定するに足る根拠さえ整っ ていない。現在の大学の管理組織は、それさえなし得な いのである。また一方管理組織の改革自体が、抽象的理 念の変革にのみ基づいているのでは現実的に十分とはい えない。

大学の経常経費の主要な部分が教官当り積算校費とし て支給されていることは、たとえそれが積算の基礎にす ぎないとしても, 現実的には各学部の独立性を助長する 根拠となっていることは否定できない。教官当り積算の 形式は、大学内における配分の自由を大学自治の名目の もとにゆだねているものであるが、それはそれなりに利 点はあるとしても,実際には研究経費も,教育のための 費用も,管理運営の経費も一括して含まれていることか ら,予算上研究教育の体制と管理運営の体制の分離を困 難にしている。 平たくいえば、 直接研究に 要する 費用 も,教育に用いる予算も,光熱水道料も,営繕費さえも 同じ財布のなかから支出しているのであって,このため 大学として適正な研究費の額も,教育に要した経費も, 管理の費用もこれらを正しく推定することを困難にして いる。 Administration を分離し、大学行政に必要な予 算を保障するためには, 在来のような予算制度は自ら改 革せざるを得ないであろう。大学が真に総合大学の実を あげるのであれば, 総長は大学財政に関しても年次報告 を行なう位の覚悟をもつべきである。これによって始め て説得力のある大学の予算要求を可能とするであろう。 今日最も困難な問題の一つである大学の適性規模の判断 も,このような過程を通してはじめて可能となるかもし れない。